

ClickMailer.jp サービス利用約款

第 1 条(目的)

ClickMailer.jp サービス利用約款(以下、「本約款」)は、トランス・コスモス株式会社(東京都渋谷区東一丁目2番20号、以下、「提供者」)が著作権等の知的財産権を保有し、電子メール配信により電子メール・マーケティングもしくは電子メールを利用したキャンペーンを行うためのソフトウェア・プログラムであるClickMailer.jp(以下、「本プログラム」)の利用を目的とする提供者と契約者(第2条第3項に定義)間の契約(以下、「利用契約」)について定めるものとします。提供者は本約款に定める条件のもと、契約者に対して非独占的、譲渡不能の本プログラムの使用权を許諾します。(以下「本サービス」)

第 2 条(利用契約の成立)

1. 本サービスの利用希望者は、本約款の内容に承諾の上、提供者所定の注文書もしくは、同等内容記載の注文書を、提供者に提出することで、本サービス利用のための申込みを行うものとします。
2. 前項の申込みを行い、これが提供者に書面の承諾(電子メールを含む)が発行された時点で、利用契約が成立・締結されたものとします。
3. 利用契約が成立した本サービスの利用申込者(以下、「契約者」)による本サービスの利用は、本条第 2 項に定める利用契約締結後、別途提供者が指定するサービス開始日をもって開始されるものとします。

第 3 条(利用期間)

本サービスの利用期間は、前条の利用契約締結後、別途提供者が指定するサービス開始日をもって開始されるものとします。また課金期間については前条第 1 項の注文書に記載される利用期間等の表記に記載されている期間とします。さらに満了の 1 ヶ月前までに当事者の一方が契約終了を希望する書面を相手方当事者へ送付する場合を除き、本契約による課金期間は満了日からさらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第 4 条(利用申込みの審査)

提供者は、本サービスの利用申込みに対して審査を行い、本サービス利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、理由を開示することなく利用契約を承諾しない場合があります。

1. 注文書に虚偽の事実を記載していることが明らかになった場合
2. 提供者の競合他社等、事実上の秘密を調査する目的で利用申込みをしていることが明らかになった等、不当な目的である場合
3. 過去に本約款違反等により、利用契約を解除されている場合
4. 本約款に違反して本サービスを利用するおそれがある場合
5. 個人の場合
6. その他、提供者が適当でないと判断した場合

第 5 条(権利譲渡の禁止)

契約者は、提供者の書面による事前の承諾なしに、本サービスを利用する権利又は義務を第三者に譲渡、あるいは承継させないものとします。

第 6 条(契約者の名称等の変更)

契約者はその名称、住所に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を提供者に通知するものとします。

第 7 条(利用規定)

1. 契約者は、本契約に従って本サービスを実施するにあたり、配信先の電子メール・リスト及び配信コンテンツの準備、提供者が支給するマニュアルにしたがって設定を行うものとします。
2. 利用許諾の範囲は、契約者のみをその対象とし、契約者の親会社、子会社、関連会社又はその他のいかなる第三者に対しても許諾されるものではないものとします。契約者は第三者から受託する電子メール配信サービスの実施を目的として本サービスを使用することはできないものとします。(いわゆる「サービス・ビューロー」、「ASP」等を目的とする本サービスの使用は明確に禁止されます。)
3. 契約者は、本サービスによる電子メールの配信が予め配信コンテンツの受信を明示的に了承している受信者のみを対象として実施されるものであることに同意します。契約者は、本サービスの実施にあたり、以下の内容を提供者に対して明示的に保証します。本条項の違反が生じていると提供者が合理的に判断した場合、提供者は、何らの責任を負うことなくただちに本サービスを停止することができます。
 - ① 契約者が電子メール・リスト及び配信コンテンツに関する正当な権利を有していること
 - ② すべての受信者から、配信コンテンツの受信に関し、事前の明示的な承を得ていること
 - ③ すべての受信者が、配信コンテンツの受信の了承後に当該受信につき拒絶の意思表示を行っていないこと
 - ④ 本サービスの実施及びこれに必要な情報収集等において、適用されるすべての法令及び条例を遵守していること

- ⑤ 個々の配信コンテンツの中に、受信者が配信コンテンツの受信を拒絶するための手続及び方法が明記されていること
4. 提供者が受信者から次の各号の内容を示す照会(以下「本件照会」といいます)を受けた場合、提供者は本件照会を契約者へ転送し、契約者は本件照会の受領後2営業日以内に本件照会への適切な対応を取るものとします。また、本件照会が契約者に宛てて行われた場合、契約者は、本件照会の受領後2営業日以内に本件照会への適切な対応を取るものとします。
- ① 配信コンテンツの受信の拒否を希望する照会
 - ② 電子メール・リストからの削除を希望する照会
 - ③ 当該受信者の電子メール・アドレスが電子メール・リストに含まれている理由を尋ねる照会
5. 契約者は、配信コンテンツを配信するために必要なすべての権利を保有していることを保証し、かつ、本サービスの実施に必要な限りにおいて提供者に対し配信コンテンツの配信に関する権利を許諾します。また、契約者は、本サービスの実施、本サービスに関連する情報の収集、配信コンテンツ又は契約者のウェブサイト起因して生じる提供者又は第三者の損害につき提供者を補償するものとします。但し、提供者が、①当該損害の原因となる事由の解決に関する判断を契約者へ委ねること、及び②当該事由への契約者の対応に関して提供者が合理的な範囲で協力することを当該補償の条件とします。
6. 契約者は、配信コンテンツに以下の内容が含まれないことを保証します。提供者は、以下のいずれかに該当すると提供者が合理的に判断する配信コンテンツにつき、その配信を拒絶できるものとします。
- ① 詐欺、猥褻、誹謗中傷、脅迫、名誉毀損、権利侵害又はプライバシー侵害の原因となるもの、法令又は公序良俗に反するもの、もしくは、偏見又は差別等を助長するもの
 - ② 虚偽的又は誤解を招く広告
 - ③ ジャンクメール、スパム、チェーンメール、もしくは、無限連鎖講の防止に関する法律で禁止対象となる内容
 - ④ コンピュータ・システムを妨害、混乱又は破壊する可能性のある内容(ウイルス、ワーム、“トロイの木馬型”、時限爆弾を含むがこれらに限られない)
7. 契約者は、本サービスに関連して収集又は使用されるすべての個人情報がプライバシーの保護に関する法令及び条例に従って収集、使用及び保護されることを保証します。また、契約者は、本サービスに関連する個人情報の収集とその使用目的を明示する契約者のプライバシーポリシーを策定し、かつ、配信コンテンツから直接リンクされるウェブサイト上に当該プライバシーポリシーを掲載するものとします。
8. 提供者は、本サービスを提供するにあたり、自己の責任において提供者の業務を遂行するために第三者を使用することができるものとします。
9. 前項において、提供者が第三者を使用する場合、第7条第6項及び第10条の規定にかかわらず、業務遂行のために必要な範囲内にて機密情報及び個人情報を当該第三者に開示することができるものとし、第三者に対しては契約者が提供者に対して負うのと同等の義務を負わせ遵守させるものとします。

第8条(禁止事項)

契約者は本サービス、あるいは本サービスに関するドキュメントを修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本サービスの派生サービスを作成することはできないものとします。

第9条(ログインID及びパスワードの管理)

1. 契約者は提供者から発行されたログインIDならびにパスワードの管理の責任を負うものとし、ログインID及びパスワードを盗難・紛失した場合は、速やかに提供者に届け出るものとします。
2. 提供者は、ログインID及びパスワードを不正に利用されたことによる損害については、契約者の故意過失の有無に関わらず一切責任を負わないものとします。

第10条(秘密保持)

1. 提供者及び契約者は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、知りえた相手方の営業上及び技術上の一切の秘密情報(本サービスに関する、マニュアル及びドキュメント含みますが、これらに限られません)を第三者に開示もしくは漏洩し、本約款所定の目的以外のために使用しないものとします。
2. 次のいずれかに該当することを証明しうる情報について、提供者及び契約者は、秘密保持義務を負わないものとします。
 - ① 開示を受けた時点で既に公知となっている情報
 - ② 開示を受けた後、情報受領者の責めによることなく公知となった情報
 - ③ 開示を受ける以前に、情報受領者が既に知得していた情報
 - ④ 開示を受けた後、情報受領者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく開示を受けた情報
 - ⑤ 法令または裁判所の命令により開示が必要とされる情報(ただし、当該開示を要求された当事者は、

当該要求のあった旨を事前に他方当事者へ通知し、当該要求への対応につき他方当事者と協議・協力するものとする)

⑥ 受領者が開示した情報によることなく独自に開発した情報

3. 本条に基づく秘密保持義務は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第 11 条(許可)

提供者は、販売促進を目的として、契約者の事前の許可を得ることなく、本サービスによる契約者のメール配信の統計を使用することができるものとします。但し、提供者は当該統計が契約者のメール配信を特定しないように他の統計と統合して使用するものとします。

第 12 条(料金の支払い)

1. 契約者は注文書記載の条件に従い、本サービスの利用料金を支払うものとします。
2. 契約者は前項に基づく料金を、請求書記載の振込み期日までに指定する銀行口座へ振り込む方法により支払うものとします。
3. 料金の支払いに係る消費税その他の租税公課は、契約者が負担するものとします。
4. 契約者が本条第 2 項に基づく支払いを遅延した場合には、契約者は提供者に対して年率 14.6%の割合による遅延金を支払うものとします。

第 13 条(テクニカル・サポート)

1. 提供者は平日(土日・祝祭日・弊社指定休日・年末年始を除く月曜日から金曜日)の午前 10 時から午後 6 時の時間内に、契約者に対して以下の各号に関する本サービスのテクニカル・サポート(以下、本サポート)を提供者が指定する方法(電子メール、電話、またはサポートサイト)によって提供するものとします。なお、年始年末については、提供者より別途指定するものとします。
 - ① 本サービスの操作に関する質問への回答
 - ② 本サービスの瑕疵と疑われるものの原因の特定及び検証に関する支援
 - ③ 本サービスの瑕疵または機能不全に対する解決策の提供
2. 契約者は、提供者による本サービスの瑕疵の解析がオンライン上のアクセスによって行なわれる場合があることを了承するものとします。

第 14 条(サポートの例外)

次の各号に該当する場合は本サポートを提供しないものとします。

1. 提供者が再現できない瑕疵
2. 本サービスに影響を及ぼしうるオペレーティング・システムもしくは環境の変更に起因する瑕疵
3. 提供者以外による本サービスの修正もしくは機能追加に起因する瑕疵
4. 本サービスで想定されていない使用方法に起因する瑕疵
5. 提供者により提供されていない他のソフトウェア製品と本サービス(または本プログラム)との相互接続に起因する瑕疵
6. 推奨されていない動作環境上での本サービスの使用に起因する瑕疵

第 15 条(トレーニング、事前準備)

1. 契約者は、本サービスに関して提供者が実施するトレーニングに契約者の従業員を参加させることができるものとします。
2. 当該トレーニングは、提供者指定の方法で実施されるものとします。
3. 契約者が初回配信時、もしくは新たなコンテンツ配信、電子メール・リスト宛の配信を行う場合、契約者は当該配信のためにDNS設定などの必要な情報を初回の配信予定日の 10 日前迄に書面により提供者に通知するものとします。

第 16 条(サービス停止)

1. 提供者又は契約者は、不具合による本サービスの停止又は情報セキュリティの問題を認識した場合、遅滞なくその旨を相手方に通知するものとします。
2. 提供者は次の各号に該当する場合には、契約者への事前の通知又は契約者の承諾なく本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。
 - ① 提供者が利用する電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - ② 電気通信事業者等が電気通信サービスの提供を停止することにより本サービスの提供が困難になったとき
 - ③ 本サービスの修正の為に本サービスのアップデート版をリリースする場合、及び本サービスに関して重要な機能の向上、及び、重要な機能の更新の為にアップグレード版をリリースする場合
 - ④ 本サービスの運用に影響を及ぼすと提供者が判断する不正なアクセス等が発生した場合
 - ⑤ 前各号の他本サービスの運用上又は技術上相当な理由がある場合
3. 提供者は、契約者の本サービスの利用が他の契約者のサービス利用に影響を及ぼすと判断した場合、契

約者による本サービスの利用を制限することがあるものとします。

4. 提供者は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、いずれかの通知催告を要せずに直ちに本サービスを停止することがあります。なお、停止期間中も本サービスの料金は発生するものとします。
 - ① 支払期限を超過してもサービス料金、または遅延金を支払わないとき
 - ② 国内外の諸法令または公序良俗に反する目的のために本サービスを利用したとき
 - ③ 契約者が提供者、他の契約者または第三者の知的財産権、財産、プライバシーその他の権利を侵害する場合
 - ④ その他本約款に違反したとき
5. 提供者は、前各項に定める本サービスの全部又は一部の停止によって契約者又は第三者に生じた損害につき、何ら責任を負うものではありません。

第 17 条(サービスの変更、追加または廃止)

1. 提供者は、都合により本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。
2. 提供者は、本サービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止の 6 ヶ月前までにその旨を通知するものとします。
3. 提供者は、本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止によって契約者に生じた損害につき、何ら責任を負うものではありません。

第 18 条(データの削除)

1. 提供者は、契約者との契約が終了した場合、本サービスのシステムに蓄積された契約者の本サービスに関連したデータを削除するものとします。
2. 提供者は、契約者の利用契約中であっても、メール配信登録日より 2 年間経過後には、本サービスのシステムに蓄積された、メールコンテンツ・配信レポート・配信リスト等のデータを削除できるものとします。

第 19 条(提供者による利用契約の解除)

1. 提供者は、第 16 条第 4 項の規定によりサービスを停止された契約者が、速やかにその事由を解消しない場合には、利用契約を解除できるものとします。
2. 提供者は、契約者が第 16 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合で、その事由が提供者の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなく、いずれかの通知催告を要せず直ちに利用契約を解除できるものとします。
3. 提供者は契約者が次の各号に該当した場合には、いずれかの通知催告を要せず直ちに利用契約を解除できるものとします。
 - ① 契約者が利用契約の条件に違反し、提供者から催告を受けてから 14 日以内にその違反が是正されないとき
 - ② 手形、小切手が不渡りとなったとき
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、または競売の申立て、もしくは租税滞納処分を受けたとき
 - ④ 破産、会社更生手続、民事再生手続、その他法的整理手続の申立てを受けたとき、または清算に入ったとき
 - ⑤ 解散または事業の全部、または重要な一部を第三者に譲渡したとき、もしくは買収や合併により事業体が存続しなくなるとき
 - ⑥ 監督官庁から営業取消し、停止処分を受けたとき
 - ⑦ 提供者の社会的信用を著しく傷つけたとき
 - ⑧ 暴力団、暴力団関係団体、公共の福祉に反する活動を行う団体、その他の反社会的勢力であったとき
 - ⑨ 主要な株主または経営陣の変更がなされ、本契約を継続することを不相当と提供者が判断したとき、その他契約者の債務の履行が困難であると認めるに足る相当の理由があるとき
4. 利用契約の解除日以前に発生した契約者の提供者に対する支払い義務は一切免除されないものとします。
5. 提供者は契約者に対して、利用契約の解約を希望する日の 1 ヶ月前までに提供者に申し出ることにより利用契約を解除できるものとします。

第 20 条(契約者による利用契約の解除)

1. 契約者は提供者に対して、提供者所定の書面を用い、利用契約の解約を希望する日の 1 ヶ月前までに提供者に申し出ることにより利用契約を解除できるものとします。
2. 利用期間内に利用契約を解除する場合には、契約者は提供者に対し残存期間の本サービス料金相当金額を支払うものとします。
3. 契約解除までに係る契約者の一切の債務は、契約の解除があった後においてもその債務が履行されるま

で消滅しないものとします。

第 21 条(補償及び免責)

1. 提供者は、契約者による本サービスの利用に起因する第三者の権利侵害に関して一切の責任を負わないものとします。同じく提供者は本サービス、配信コンテンツまたは他のデータの内容、コンピュータ・システムまたはインターネットの欠陥もしくは操作不能、配信コンテンツを含むデータの喪失に起因して生じる損害もしくは費用に関しても一切責任を負わないものとします。
2. 契約者は、契約者による本約款の違反の他、契約者による本サービスの利用に関連する法令または条例の違反に起因して生じる第三者からのクレーム、訴訟提起、もしくは損害賠償請求につき、提供者を免責し、かつ、提供者に生じる損害を補償するものとします。その場合、提供者はかかる請求等について速やかに書面により契約者に通知し、かつ対応、解決のための判断をすべて契約者に委ねることとします。
3. 天災、地変、通信回線の障害、第三者の不法行為その他提供者の責に帰すことのできない事由から生じた損害、提供者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、派生的損害及び間接損害等については、提供者は、責任を負わないものとします。
4. 提供者の帰責事由により契約者に対して損害を与えた場合、提供者が契約者に対して負う賠償責任の総額は、理由の如何を問わず、当該損害の発生月の 1 ヶ月分の対価の総額を超えないものとします。

第 22 条(利用約款の変更)

提供者は、本サービス提供環境に技術的、法的又はその他の変化が生じた場合その他相当の事情がある場合には、契約者の承諾なく本約款を変更することができるものとします。提供者は、本約款を変更した場合には、契約者に当該変更内容を周知するものとし、当該変更内容の周知後、契約者が本サービスを利用した場合には、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。変更後の本約款は、提供者が改定後の本約款を提供者所定のウェブサイトへ掲載したとき(提供者が改定後の本約款の発効日を別途設定した場合はその日)に効力を生じます。ただし、提供者が重要であると判断する内容の変更については、一定の周知期間を設けます。

第 23 条(損害賠償)

提供者は、契約者が次の各号に該当した場合には、契約者に対して損害賠償請求を行うことがあります。

1. 契約者が故意に本サービス用設備へ過大な負荷をかけるなどの操作を行った場合
2. 本サービス用のシステムを解析するなどの不正使用を行った場合
3. その他本約款に違反する行為により提供者が損害を受けた場合

第 24 条 (優先事項)

本約款に記載なき事項は注文書に追記するものとします。

第 25 条(管轄裁判所)

契約者と提供者との一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条(誠実協議)

提供者ならびに契約者は、本約款に定めない事項又は各事項の解釈に疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。

【以下余白】